

一般社団法人山梨県バスケットボール協会

バスケットボール活動再開に向けたガイドライン

2020年7月16日現在

1 はじめに

本ガイドラインは、関係団体のガイドラインに基づき、バスケットボール活動再開に向けた指針として作成しました。

～関係団体の主な関係ガイドライン～

- 運動部活動再開ガイドライン（山梨県教育庁 高等学校）
- 中学校部活動再開ガイドライン（山梨県教育庁 中学校）
- 小瀬スポーツ公園体育館利用にあたって（山梨県スポーツ協会）
- 感染拡大予防ガイドライン（小瀬体育館）（山梨県スポーツ協会）
- スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（日本スポーツ協会）
- バスケットボール活動再開に向けたガイドライン（JBA）
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン（山梨県高等学校体育連盟）

各加盟団体（U12連盟、U15連盟、高体連専門部、社会人連盟）は、本ガイドラインや県・市町村教育委員会等の関係ガイドラインに従い、感染拡大防止を徹底し、安全な大会運営に取り組んでいただくようお願いします。

なお、本ガイドラインは、現段階で得られている知見等に基づき作成しているため、今後見直すことがあり得ることに留意願います。

2 ガイドライン策定の基本方針 ※ JBAガイドラインに準ずる

本ガイドラインの策定にあたっては、以下の項目を基本方針として掲げました。

(1) 安全最優先

生命・健康の安全を最優先とし、感染拡大のリスクを最大限に排除した、選手・チーム、指導者、審判、運営スタッフ、それらの方のご家族等が安全に活動できる環境を提供します。

(2) 「新しい日常」・「新しい生活様式」への適応

Before コロナの「日常」が即座に戻ることは無いということを前提に、置かれた状況の正確な分析・理解に基づくガイドラインを設計します。

(3) FIBA 再開ガイドライン

FIBA（国際バスケットボール連盟）より再開におけるガイドラインが公開されており、バスケットボール競技の特性を考慮しながら作成します。

(4) 不当な扱いや差別などの禁止

感染状況で異なる活動差をもって選手やチームを不当に扱うことはせず、感染状況に起因する一切の差別や誹謗・中傷を許容しません。

【FIBA 再開ガイドラインの概要(方針部分の抜粋)】

● 競技再開方針

- 再開のプロセスには段階的なアプローチが不可欠であることを認識する
- コーチングのサポートを最小限にして個々の選手のトレーニング機会を提供する
- 少人数のグループに分かれて距離やエリアの割り当てに注意する
- チームトレーニングは最終段階である
- 公的機関がスポーツ活動の再開を許可した場合、従来どおりのトレーニングや競技会を開始することができる
- 但し公的機関により、大多数の個人が集まることを制限される可能性もあり、観客の参加を禁じることもあることに留意する
- 主催者は観客の管理のために会場スタッフのトレーニングが必要となることを認識する

3 ガイドラインの運用方針

(1) 本ガイドラインの拘束力

本ガイドラインは、バスケットボール活動の再開について、おおよその目安として参照すべき留意点等をまとめたものです。

そのため各加盟団体・チーム等の活動に対して強制力を持つものではありません。

(2) 運用の際の留意点

各加盟団体やチーム等においては、各地域での事業や活動を実施する際には、まずは当該地域での自治体の方針や指導を遵守していただくとともに、選手等の安全を最優先として、活動の開始時期や事業実施の可否について最終的な判断を行っていただくようお願いいたします。

(3) 事業と活動に分けた判断基準

実際のバスケットボール活動と事業（競技会・講習会等）で判断基準を分けて考えます。活動の可否判断では**感染拡大防止及びけが防止（選手のコンディション）の2点**を考慮する必要がある、事業（競技会・講習会等）の可否判断では**感染拡大防止を考慮**する必要があります。

4 ガイドライン策定のキーワード

- 1 競技者・チームのコンディション
- 2 スポーツ施設等の利用ガイドライン
- 3 感染防止対策（チェックリスト・チェックシート）

5 バスケットボール活動再開の基本的な考え方

(1) 運動再開の基本的な考え方 ～運動再開の指針～

体力回復とケガ防止のため、JBA、山梨県教育庁等のガイドラインによる「運動再開後の段階（Step）」に基づき、運動再開の目安を定める。

ただし、各カテゴリー（U12・U15・U18・社会人）により、活動の頻度が異なるため、段階の移行に関しては、健康・体力の状態を十分に考慮する。

| 段 階 | 形 態 | 期 間 | コンタクト（対人活動） |
|----------------|----------------|-------|-------------|
| Step 1（第1ステージ） | 個人練習・体力向上 | 1～2週間 | なし |
| Step 2（第2ステージ） | グループ練習（5～6名程度） | 1～2週間 | なし |
| Step 3（第3ステージ） | グループ練習 | 1～2週間 | あり |
| Step 4（第4ステージ） | ゲーム形式 | 1～2週間 | あり |
| Step 5（第5ステージ） | 通常練習 | 1～2週間 | あり |

(2) 競技会・講習会再開の基本的な考え方 ～競技会・講習会等実施の指針～

- 1 参加する競技者及びチームは、試合ができる **Step 5（第5ステージ）** までの練習ができています。
- 2 会場（県市町村体育館等）の使用条件（人数制限・時間制限・2m間隔確保等）のガイドラインにおいて、バスケットボール競技会（大会）・講習会等を実施できる状況である。
- 3 事業（競技会・講習会等）を主催する県協会・加盟団体の感染防止対策が構築されている（チェックシートなど）

6 感染防止対策の基本的な考え方 ～感染防止対策の指針～

JBA「感染対策方針」及び「チェックシート」を参考に、すべての人が感染防止対策に努めるものとする。

活動再開のためのチェックリスト・チェックシート一覧 ※JBA参照

- (0) 健康管理
 - 0-1 コンディション記録用紙（個人）
 - 0-2 コンディション記録用紙（チーム）
- (1) 主催者
 - 1-1 競技会主催者用チェックリスト
 - 1-2 指導者・審判講習会開催用チェックリスト
- (2) チーム・指導者
 - 2-1 チーム・指導者用チェックリスト
 - 2-2 参加チーム用チェックリスト
 - 2-3 健康チェックシート（参加チーム 提出用）
- (3) 審判
 - 3-1 審判関係大会開催用チェックリスト
 - 3-2 健康チェックシート（審判 提出用）
 - 3-3 健康チェックシート（審判 自己管理用）

- (4) 大会関係者 ■4-1 健康チェックシート (大会関係者 提出用) ※ 保護者含む
- (5) メディア関係者 ■5-1 健康チェックシート (メディア関係者 提出用)
- (6) 施設管理者
- 6-1 施設管理用チェックシート
- 6-2 指導者・審判講習会開催における施設管理用チェックリスト

【1】 事前の対応

- (1) 以下の事項に該当する場合の自主的な参加の見合わせ
(事業当日にチェックリスト・チェックシートにて確認)
- ① 体調が良くない場合 (例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
 - ② 同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる
 - ③ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- (2) 事業参加者全員のマスク着用
- (3) 主催者が示す注意事項の遵守
- (4) 事業終了後に新型コロナウイルス感染症を発症した場合の速やかな報告
- (5) 事業実施中は可能な限り行動記録を記載
(感染者発生発覚の際の濃厚接触者特定に役立ちます)

【2】 会場における感染対策

主催者は以下の点に配慮しつつ、感染防止対策を講じてください。

- ・ マスクの着用やソーシャルディスタンス確保の徹底、基本的な衛生エチケットを遵守する。
 - ・ 審判や会場ボランティア(モッパ等)はマスク等の顔を覆うものを着用することが望ましい。
 - ・ 手指消毒液など、試合や練習では広く使用ができるように準備し、参加者/選手、コーチ、審判は頻繁に手洗いを実施する。
 - ・ スポーツ施設・用具器具、その他の備品も頻繁に消毒すべきである。
- ※ バasketボールの消毒に関しては、ボールそのものの劣化を招く可能性があるとしてされています。詳しくはお使いの各ボールメーカーの「お手入れ方法」に従ってください。
- ・ 試合前後または試合中に、握手、ハイタッチ等の接触は避ける。

(1) 諸室等

事業で使用する諸室等において、以下の対応を行ってください。

- ① 各部屋にアルコール消毒液を設置する。
- ② 全てのドア及び窓を開け、3つの密が発生する環境を阻止し、ドアノブを介した接触感染を防ぐ。
- ③ ドリンクを冷やすためのアイスボックス・クーラーは使用しない。
- ④ 飲食売店の運営は、安全対策に十分配慮した上で判断する。運営する場合は、クーラーを使用したドリンクの販売は行わない。また、アルコール類の販売も当面は行わない。
- ⑤ 座席を設置する際に前後左右 1.5～2m間隔をあげ、お互いが正面に座らないよう配慮する。

(2) 手洗い場所

事業参加者や関係者が手洗いをこまめに行えるよう、以下の対応を行ってください。

- ① 手洗い場にはポンプ式液体または泡石鹸を用意することが望ましい。
- ② 「手洗いは30秒以上」等の掲示をする。
- ③ 参加者は自分のタオルを使用し、決して共用しない。
- ④ アルコール消毒液を設置する。

(3) トイレ

トイレについても感染リスクが比較的高いと考えられることから、主催者は以下の対応を行ってください。

- ① 便器のふたを閉めて汚物を流すよう表示する。
- ② 手洗い場にはポンプ式液体または泡石鹸を用意することが望ましい。
- ③ 「手洗いは30秒以上」等の掲示をする。
- ④ 参加者は自分のタオルを使用し、決して共用しない。
- ⑤ アルコール消毒液を設置する。

(4) 更衣ロッカールーム

更衣室やロッカールームを使用する場合、3つの密が揃うため感染リスクが比較的高くなります。以下の準備を行ってください。

- ① 広さにはゆとりを持たせ、利用者同士が密になることを避けること。
- ② ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する、別室を用意するなどの措置を講じる。
- ③ 室内またはスペース内で複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については消毒する。
- ④ 換気扇を常に回す、2つ以上のドア、窓を常時開放して換気を行う。

【更衣室等利用者の注意事項】

- ・ 利用者はマスクを着用し、会話を最小限に留める。

- ・ 利用者はロッカールームの滞在時間を短くするため着替えに限定する。
- ・ 利用者はシャワーを交代で使用し、密集を避ける。

(5) 参加者の留意点

主催者は、参加者に対し、次の留意点や利用者が遵守すべき内容を周知・徹底することが求められます。

- ① 参加者はマスクの着用を基本とすること。
競技会においても、コート外ではマスクを着用するとともに、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（2mが目安）を空けること。
- ② タオルの共用はしないこと。
- ③ ドリンクの回し飲みはしないこと。
- ④ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにすること。
- ⑤ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外に捨てないこと。
- ⑥ 各チームで生じたゴミは、各チームが責任をもって持ち帰ること。

(6) ゴミの廃棄方法

消毒等により会場で発生したゴミを収集する際は、マスクや手袋を必ず着用してください。ゴミはビニール袋に入れて密閉して縛り、廃棄してください。マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒してください。

(7) その他

これら（1）～（6）を実施しても感染リスクをゼロにすることはできません。

主催者及び参加チームは、その点を理解した上で、事業等の実施や参加をしていただくとともに、関係者への周知を行ってください。

また、特に夏場においては、各諸室の窓、ドアの開放、参加者全員にマスク着用を義務化することにより、熱中症を発症するリスクが高まります。こまめな水分補給を心掛けましょう。

【3】事後対応

万が一感染発生の場合に備え、個人情報取り扱いに十分注意しながら、事業当日の参加者から取得した書面や健康チェックシートを、保存期間（少なくとも1ヶ月）を明記した上で保存しておくようにしてください。

また、事業終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくことが必要です。